

「わいせつな行為根絶のための校内ルール7則」(美南ガ丘小学校)

- 一. 教室や会議室等で外から見えない状態で児童と1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数人で相談に応じたりする。やむを得ない場合は、管理職や学年主任等に連絡の上、指定された場所で行う。
- 二. 教室等を更衣室として利用する場合は、カーテン等を使用したり、ドアの小窓などにポスター等貼ったりして、外から見えないようにする。ただし、使用後は中の様子が見えるようにカーテンやドアを開ける。
- 三. 児童や保護者と、私的な電話やメール、SNS等によるやり取りはしない。
- 四. 児童の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 五. 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童の撮影や録画をしない。
- 六. 教育目的外で児童に、性に関することを話題にしたり質問したりすることはしない。
- 七. わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適切であったり、指導方法が不適切と感じたりしたときは、躊躇することなく管理職や学年主任等に報告・連絡・相談する。

令和5年 5月17日(水)

小諸市立美南ガ丘小学校

校長 荻原 司